

26伊監第45号
平成26年12月3日

伊那市長 白鳥 孝 殿
伊那市議会議長 伊藤 泰雄 殿
各執行機関の長 殿

伊那市監査委員

伊藤 穂波
登内 正史
飯島 尚幸

釣銭及び金庫内容物監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、釣銭及び金庫内容物監査を実施しましたので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

平成26年度釣銭及び金庫内容物監査報告書

第1 監査の期日

平成26年10月9日から10月29日

第2 監査の対象

現金を扱っている課等57箇所

第3 監査の方法

監査委員及び会計管理者、会計課と監査委員事務局が合同で3班をつくり、各課等の事務担当者立会いの下、以下の確認等を行った。

(1) 釣銭

レジスターまたは金庫等で管理をしている釣銭と「釣銭金額確認表」との突合により確認した。

(2) 金庫内容物

金庫等で管理している釣銭以外の現金、収入証紙、金券、預金通帳等と「金庫内容物確認表」との突合による確認を行い、事務処理方法等について聞き取り調査を実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、現金等の保管及び事務処理について、以下のとおり一部に改善を要する点が見受けられたので、早めの対応に努められたい。

なお、別紙「平成26年度 釣銭及び金庫内容物監査 各部署・施設の様況」にて、部署・施設ごとの監査結果を載せてあるので、合わせて確認されたい。

(1) 釣銭の扱いについて

ア 平成20年5月13日付及び平成22年10月15日付会計管理者通知「釣銭の金額確認及び金庫の内容確認について」により、「釣銭金額確認表」は毎日作成し、所属長の決裁を受けることになっているが、未記入や係長、所属長の決裁がない部署・施設があったので必ず毎日記入し確認されたい。

イ 釣銭（売上）の取り扱いは、特定の者に任せることなく必ず複数で確認する体制とすること。特に所属長が不在の場合は、代理者が確認を行うようにされたい。

ウ 専用の領収印があるにもかかわらず、施設長等の印鑑で領収書を発行している施設があったので、専用の領収印を使用するよう徹底されたい。また、管理台帳に登録された領収印が所在不明となっている

部署が見られたので、所在を明らかにするとともに管理を徹底されたい。

エ 通常の釣銭以外に私的な釣銭を用意している施設があったが、適正な釣銭金額を用意することとし、公金と一緒に取り扱うことのないよう改善されたい。

(2) 金庫内容物について

ア 平成20年5月13日付及び平成22年10月15日付会計管理者通知「釣銭の金額確認及び金庫の内容確認について」により、「金庫内容物確認表」を毎月末に会計課へ提出することになっているが、未作成や未提出の部署・施設があったので徹底されたい。

イ 「金庫内容物確認表」に記入がないものが散見されたので、正確に記入されたい。

ウ 通帳と通帳の印鑑を一緒に保管している部署があったので、別々の管理とするよう改善されたい。